

## 豊かなふるさとづくり推進委員会開催要綱

### (目的)

第1条 多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度の交付金交付の適正かつ円滑な遂行、並びに中山間ふるさと・水と土保全対策事業の総合的・効果的な推進のため、豊かなふるさとづくり推進委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

### (検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項の検討を行う。

(1) 多面的機能支払制度に関する事項

- ① 多面的機能支払交付金の実施状況の点検に関する事。
- ② 多面的機能支払交付金における各活動組織の取り組みの評価に関する事。
- ③ 地域協議会に対する指導・助言に関する事。
- ④ 各活動組織の取り組みに係る優良事例の選出に関する事。
- ⑤ その他必要な事項。

(2) 中山間地域等直接支払制度に関する事項

- ① 中山間地域等直接支払交付金の実施状況の点検に関する事。
- ② 中山間地域等直接支払交付金の市町の地域指定の評価に関する事。
- ③ 中山間地域等直接支払の知事特認基準に関する事。
- ④ 中山間地域総合振興対策に関する事。
- ⑤ その他必要な事項。

(3) 中山間ふるさと・水と土保全対策事業に関する事項

- ① 対策事業の実施の適正かつ円滑な推進のための検討に関する事。
- ② 対策事業の支援及び啓発のための検討に関する事。
- ③ その他対策事業の実施に必要な事項。

### (構成員)

第3条 委員会は、別表に掲げる8人以内の委員で構成する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。
- 3 継続して10年を超えて就任している者については、原則として再任しないものとする。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(謝金)

第7条 委員が会議その他の委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅費)

第8条 委員が委員会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行をしたときは、旅費を支給する。  
2 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により支給する額に相当する額とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、農林水産部農地整備課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成28年8月1日から施行する。  
この要綱は、平成29年8月1日から施行する。  
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。  
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。  
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

- 3 この要綱の施行の日以降最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、農林水産部長が招集する。

## 別表（第3条関係）

## 「豊かなふるさとづくり推進委員会」委員名簿

(敬称略)

役職	分野	氏名	備考
委員長	農業土木	ほしの さとし 星野 敏	
委員	農村計画	みの のぶゆき 美濃 伸之	
〃	農業経営・環境創造型農業	いば はるひこ 伊庭 治彦	
〃	地域づくり	もんがみ さちこ 門上 幸子	
〃	環境（生態系等）	まつもと しゅうじ 松本 修二	
〃	報道・マスコミ	ふじい よういち 藤井 洋一	
〃	消費者代表	いわもと まりこ 岩本 真理子	